

埼玉の消費者行政充実を考えるシンポジウム

～ 消費者被害根絶に向けた連携を！！ ～

政府においては、消費者行政一元化と地方消費者行政の拡充を目指す消費者庁関連法案とともに、地方自治体への財政支援策が講じられています。

この財政支援策につき、埼玉県内において、どのように活用していくか、埼玉県内の消費者被害にどのような対応をしていくか、消費者被害の根絶に向けた担い手は、消費者行政、消費生活相談員、消費者団体、弁護士、司法書士の法曹家と様々ですが、皆が連携・議論をしていくことが、重要です。

そこで、埼玉では、これまでも昨年6月7日、11月19日と2回のシンポジウムを開催しましたが、埼玉の消費者行政を充実させるために、より具体的な施策、あり方を議論すべく、シンポジウムを開催したく思います。

埼玉県内の各地の消費者問題にかかわる皆さん、消費者の皆さん、是非、多くの方々にご参加頂きたく思います。よろしくお願い致します。

4月17日（金曜日）

午後1時30分から午後4時ころまで

第1部 消費者被害根絶のための予備知識

改正された割賦販売法・特定商取引法の活用

多重債務の相談かと思ったら、実は、消費者被害???

こんな相談を受けたら、どう対応するか！

消費者行政職員、消費生活相談員、司法書士、弁護士にも役立つ

第2部 地方消費者行政の充実に向けた制度概要

消費者行政一元化の国会における審議状況と今後の見通し

埼玉県内の消費者行政の充実

活性化基金をどう具体化する！

パネルディスカッション、会場発言から、何が必要とされているか！

場 所 コムナーレ9階 第15集会室

(JR「浦和駅」東口駅前 パルコ上 徒歩1分)

参 加 費 : 無 料
事 前 申 込 み 不 要

共催：消費者行政充実埼玉会議・NPO法人埼玉消費者被害をなくす会
埼玉県消費者団体連絡会・埼玉県消費生活コンサルタントの会
埼玉弁護士会・埼玉司法書士会（一部予定）

(連絡先：埼玉消団連048-844-8971)